



タイトル「**2021年度危機管理学部(公開用_コロナ対策版)**」、フォルダ「**実務経験のある教員による科目**」
シラバスの詳細は以下となります。

戻る

科目ナンバー	RMGT2321		
科目名	行政法と行政過程 I		
担当教員	鈴木 秀洋		
対象学年	2年,3年,4年	開講学期	前期
曜日・時限	木 1		
講義室	1501	単位区分	選必
授業形態	講義	単位数	2
科目大分類	専門		
科目中分類	専門基幹		
科目小分類	専門・基礎		
科目の位置付け (開発能力)	<p>■ D P コード-学修のゴールを示すディプロマポリシーとの関連 DP1-E [学識・専門技能] 専門分野にかかる理論知と実践知を獲得し利用することができる DP3-H [論理的思考力・批判的思考力] 理路整然とした思考を備えつつ、問題・課題を合理的に解決することができる。 DP4-I [理解力・分析力] 文章表現、数値データを適切に扱いつつ、情報の収集と取捨選択、分析と加工を有効かつ円滑に行い、課題の解決につなげることができる。</p> <p>■ C R コード-学修を通じて開発するマインドセット・ナレッジ・スキルを示すコモンルーブリック (C R) との関連 E 1 学識・専門技能 (50%) H 1 批判的思考力・論理的思考力 (25%) I 1 理解力・分析力 (25%)</p>		
教員の実務経験	東京23区において、20年以上公務員として、法務（立法、訟務）、人事、監査、秘書（総務課長補佐）、危機管理課長、男女（ジェンダー）課長、児童福祉（子ども家庭支援センター所長）等の実務経験がある。 担当教員の実務経験を踏まえて理論と実務を架橋する講義を行う。実務経験を踏まえた具体的な事案の提示等はすべての授業会において行う（1回目から15回）。		
成績ターゲット区分	<p>■成績ターゲット 能力開発の目標ステージとの対応 2進行期～3発展期</p>		
科目概要・キーワード	行政は、国の省庁や地方公共団体という機関が社会を維持し、円滑に運営するために公共事務を遂行する過程を指す。そして、行政法とは、国の省庁や地方公共団体が行う公共事務を法的にコントロールする法律を総称している。この講義では、行政が国民に対して働きかけを行う場合の原理原則の理解（法律による行政の原理など）、そして働きかけの手法（具体的には、行政立法、行政行為、行政上の契約、行政指導、行政計画等）を身に付ける。そのうえで、行政が対応すべき災害・紛争等様々なリスクに対して、国民の権利侵害を回避し、又は抑止するための手段としての行政上の規制のあり方や効果について検討できる能力を修得できるようになる。 なお、この授業は、行政法と行政過程Ⅱ・Ⅲと一体のものとして、相互に補充し合って行政法全体をカバーする関係にある。また、別科目「地方自治と法」と密接に関連する。 【キーワード】 法律による行政の原理、行政の一般原理・原則、信頼の原則、比例原則、平等原則、透明性の原則、公正の原則、説明責任の原則、行政立法、行政行為、処分、行政行為の瑕疵、行政上の契約、行政指導、行政計画		

なお授業形態は講義形式により行います。なお、授業を補完・代替するためオンライン授業（オンデマンド型）を取り入れます。

授業の趣旨	<p>■副題 行政法総論に当たる基本原理原則が説明できる。</p> <p>■授業の目的 行政法とは何か、具体的なイメージが湧きにくいと言われる行政法であるが、実際は「ゆりかごから墓場まで」、私達の日々の生活は行政（法）と多く関わっている。具体的な事例を挙げて検討することで、行政法の基本的原理・原則に関する基本的知識をしっかりと身に付ける。そして、この知識を使って、国民の生命・身体を守るために規制や効果について説明できるようになること、さらに、災害を含めた現在及び将来の様々なリスクに対する法的解決方法を修得できるようになるのがこの授業の目的である。</p> <p>■授業のポイント 行政法の基本原理・原則について事例とともに説明できるようになる。</p>										
総合到達目標	<p>■一般目標 (GIO) 行政法の基本構造・基本原理を修得することができる。</p> <p>■個別行動目標 (SBO s)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政法と民事系・刑事系科目との違いを説明できる（2回） ・行政法の基本原理原則を説明できる（3回・4回） ・行政行為・行政処分の特徴を説明できる（6回～10回） ・行政行為と他の行政行為形式との違いを説明できる（5回、11回～14回） 										
成績評価方法	<p>■適用ルーブリック E1学識・専門技術(50%)、H1批判的思考力・論理的思考力(25%)、I1理解力・分析力(25%)、</p> <p>■成績評価手段</p> <p>①アクションペーパー70%、②レポート30%を総合考慮して行う。 (評価の視点) 過去の講義内容についての正確な知識及びその知識を基にした思考ができるかで評価します。 (フィードバックの方法) レポート等については、授業内で解説を実施します。</p>										
履修条件	特になし（実務場面での行政法の必要性を理解し、積極的に授業参加する者を望む。）。教科書準備のこと。										
履修上の注意点	資料配付をする形の授業ではなく、教科書3冊を使用します。（前期・後期・I～Ⅲを通じて）										
授業内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">回</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1</td><td style="padding: 5px;"> ①授業テーマ ガイダンス ②授業概要 身近な事例と行政・行政法との関係を説明できる。日常生活の中で、行政や行政法とのかかわりについて発見し、いくつか紹介し（新聞記事から良い）、教員の実務経験を踏まえて、説明ができるようにします。（E1、H1、I1、以下15回同様） ③予習120分：行政法って何だろう、行政法と日常生活とのかかわりについて発表を想定して考えてくる。 ④復習120分：講義を踏まえて教科書の行政法の基本構造の箇所を読んでみる。 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2</td><td style="padding: 5px;"> ①授業テーマ 行政法の基本構造を概観する。 ②授業概要 行政法の基本構造を概観する。公法系に位置付けられる行政法は、民事系、刑事系の法制度とどこか違うのか。どんな原理・原則があるのか。どんな法律があるのか。何が定められているのか。体系的に説明ができるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：行政法とは何か、何のためにあるのか。どんな原理・原則があるのか、調べてくる。 ④復習120分：講義を踏まえて再度教科書を読んでみる。 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3</td><td style="padding: 5px;"> ①授業テーマ 法律による行政の原理 ②授業概要 法律による行政の原理の内容（①法律の法規創造力、②法律の優位、③法律の留保）、法律の留保についての範囲の論点、行政のコントロールシステムについて説明ができるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読んでおく。 ④復習120分：講義を踏まえてノート整理又は再度教科書を読む。 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4</td><td style="padding: 5px;"> ①授業テーマ 行政の一般原則 ②授業概要 行政の一般原則である適正手続・信頼の原則・権利濫用の禁止・比例原則・平等・公正・透明・説明責任の原則等について、これらの原則の現れといわれる法令条項及び当該原則が論点となった具体的な事例について紹介し、説明することができるようになる。（E1,H1,I1） </td></tr> </tbody> </table>	回	内容	1	①授業テーマ ガイダンス ②授業概要 身近な事例と行政・行政法との関係を説明できる。日常生活の中で、行政や行政法とのかかわりについて発見し、いくつか紹介し（新聞記事から良い）、教員の実務経験を踏まえて、説明ができるようにします。（E1、H1、I1、以下15回同様） ③予習120分：行政法って何だろう、行政法と日常生活とのかかわりについて発表を想定して考えてくる。 ④復習120分：講義を踏まえて教科書の行政法の基本構造の箇所を読んでみる。	2	①授業テーマ 行政法の基本構造を概観する。 ②授業概要 行政法の基本構造を概観する。公法系に位置付けられる行政法は、民事系、刑事系の法制度とどこか違うのか。どんな原理・原則があるのか。どんな法律があるのか。何が定められているのか。体系的に説明ができるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：行政法とは何か、何のためにあるのか。どんな原理・原則があるのか、調べてくる。 ④復習120分：講義を踏まえて再度教科書を読んでみる。	3	①授業テーマ 法律による行政の原理 ②授業概要 法律による行政の原理の内容（①法律の法規創造力、②法律の優位、③法律の留保）、法律の留保についての範囲の論点、行政のコントロールシステムについて説明ができるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読んでおく。 ④復習120分：講義を踏まえてノート整理又は再度教科書を読む。	4	①授業テーマ 行政の一般原則 ②授業概要 行政の一般原則である適正手続・信頼の原則・権利濫用の禁止・比例原則・平等・公正・透明・説明責任の原則等について、これらの原則の現れといわれる法令条項及び当該原則が論点となった具体的な事例について紹介し、説明することができるようになる。（E1,H1,I1）
回	内容										
1	①授業テーマ ガイダンス ②授業概要 身近な事例と行政・行政法との関係を説明できる。日常生活の中で、行政や行政法とのかかわりについて発見し、いくつか紹介し（新聞記事から良い）、教員の実務経験を踏まえて、説明ができるようにします。（E1、H1、I1、以下15回同様） ③予習120分：行政法って何だろう、行政法と日常生活とのかかわりについて発表を想定して考えてくる。 ④復習120分：講義を踏まえて教科書の行政法の基本構造の箇所を読んでみる。										
2	①授業テーマ 行政法の基本構造を概観する。 ②授業概要 行政法の基本構造を概観する。公法系に位置付けられる行政法は、民事系、刑事系の法制度とどこか違うのか。どんな原理・原則があるのか。どんな法律があるのか。何が定められているのか。体系的に説明ができるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：行政法とは何か、何のためにあるのか。どんな原理・原則があるのか、調べてくる。 ④復習120分：講義を踏まえて再度教科書を読んでみる。										
3	①授業テーマ 法律による行政の原理 ②授業概要 法律による行政の原理の内容（①法律の法規創造力、②法律の優位、③法律の留保）、法律の留保についての範囲の論点、行政のコントロールシステムについて説明ができるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読んでおく。 ④復習120分：講義を踏まえてノート整理又は再度教科書を読む。										
4	①授業テーマ 行政の一般原則 ②授業概要 行政の一般原則である適正手続・信頼の原則・権利濫用の禁止・比例原則・平等・公正・透明・説明責任の原則等について、これらの原則の現れといわれる法令条項及び当該原則が論点となった具体的な事例について紹介し、説明することができるようになる。（E1,H1,I1）										

	<p>③予習120分：教科書の該当部分などを読んでおく。 ④復習120分：講義を踏まえて再度教科書を読む。</p>
5	<p>①授業テーマ 行政立法 ②授業概要 行政機関が法条の形式をもつてある定めを置く場合を行政立法として、従前①法規命令（定めが相手方私人と行政主体の関係を規律し、紛争が生じたときに裁判所がこれを適用するという意味で外部効果をもつもの）と②行政規則（行政機関相互を拘束するが私人に対する関係では規律する効果をもたないという意味で内部効果しかないもの）の2つに分類してきた。それぞれの意義と種類について説明ができるようになる。（特に法規命令においては、意義・種類とともに委任立法の限界（方法と内容）が問題となり、その事例のポイントの説明）。（E1,H1,I1） ③予習120分：一般原則についての復習及び教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえて行政立法についてまとめておく又は再度教科書を読む。</p>
6	<p>①授業テーマ 行政行為 I（基礎知識の修得） ②授業概要 行政行為について基本的知識について修得する。具体的には、①行政行為の意義（行政事件訴訟法3条の「行政庁の処分」概念の中核を構成）、②行政行為の種類、③行政行為と裁量、④行政行為の効力、⑤瑕疵、⑥行政行為と法律関係（効力の発生と消滅（取消と撤回））、⑦付款（条件、期限、負担、撤回権の留保）等について具体的な事例を挙げてポイントを説明できるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえて行政行為についてノートにまとめる。</p>
7	<p>①授業テーマ 行政行為の種類 ②授業概要 行政行為はいろいろな観点から分類できる。①効果の観点からの分類（受益処分と侵害処分。なお二重効果処分的処分は論点）、②内容の観点からの分類（命令的行為（下命（及び禁止）・許可・免除）と形成的行為（特許（及び剥奪）・認可・代理）、③効果意思の観点からの分類（法律行為的行政行為（命令的行為と形成的行為）と準法律的行政行為（確認・公証・通知・受理））、④機能の観点からの分類（命令・形成・確定）などがあり、様々な分類から多角的に行政行為について説明できるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。</p>
8	<p>①授業テーマ 行政行為 II（行政裁量と裁量統制） ②授業概要 行政裁量の意義、根拠、行政裁量の限界と司法審査、裁量統制の基準などについて紛争となっている事案を挙げて、説明できるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえ再度教科書を読む。</p>
9	<p>①授業テーマ 行政行為の効力 ②授業概要 行政行為の効力として①規律力、②公定力（限界の論点としての違法性の承継という問題を含む。）、③不可抗力、④執行力（法律に定めがある場合）、⑤不可変更力・実質的確定力（特別の手続が認められるときの特別の例外的効力）についてポイントを絞って説明することができるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。</p>
10	<p>①授業テーマ 行政行為の瑕疵 ②授業概要 行政行為の瑕疵として、①取り消しうべき瑕疵と無効の瑕疵の区別、②区別の基準、③瑕疵の治癒・違法行為の転換について、論点となった事案を挙げ、ポイントを絞って説明することができるようになる。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。</p>
11	<p>①授業テーマ 行政上の契約 ②授業概要 行政上の契約（協定含む。）について、①準備行政における契約、②給付行政における契約、③規制行政における契約、④行政主体と民間事業者との間の契約、⑤行政主体間の契約について検討し、説明ができるようになる（東日本大震災後に、災害時のお腹の中の赤ちゃんを守るプロジェクトとして、講師が行った妊娠婦・乳児専用の救護所の制度設計についての事例紹介・検討も行う。）。（E1,H1,I1） ③予習120分：教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。</p>
12	<p>①授業テーマ 行政指導 ②授業概要 行政指導の意義、行政指導と法の拘束、行政指導と救済制度（行政争訟、損害賠償）について検討する。指導要綱に基づく行政指導により教育委施設負担金の納付をしたがそれが寄付を強要する違法なものであった場合（最判平成5年2月18日民集</p>

	47巻2号574頁)、医療法に基づく病院開設中止勧告は行政指導として定められているけれども行政処分に当たるとした判例(最判平成17年7月15日民集59巻6号1661頁)などを採りあげて検討し、説明ができるようになる。(E1,H1,I1) ③予習120分：教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
13	①授業テーマ 行政計画 ②授業概要 行政計画の意義、計画と法の拘束、計画と救済制度(行政争訟、損害賠償)について検討する。判例変更がなされ处分性が肯定された土地区画整理事業計画についての最高裁判決(最判20年9月10日民集62巻8号202頁)などを採りあげて検討し、説明ができるようになる。(E1,H1,I1) ③予習120分：教科書の該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
14	①授業テーマ 行政の行為形式論(5回～13回)を踏まえての事例検討 ②授業概要 ①行政立法、②行政行為、③行政上の契約、④行政指導、⑤行政計画の5分野における様々な具体的な紛争事例(判例・裁判例)を探り上げ、原告の立場・被告の立場・裁判所の立場から多角的な検討を加え、それぞれの立場の論拠を説明ができるようになる。(E1,H1,I1) ③予習120分：事前指定判決を読む。 ④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
15	①授業テーマ これまでの総復習と行政過程における行政・行政法の役割と展望 ②授業概要 国民の権利救済の実効性確保の観点から、もう一度授業中に紹介した法制度理解を確実なものとし、展望を含めて説明ができるようになる。(E1,H1,I1) ③予習120分：これまでの授業の復習 ④復習120分：講義で触れた条文・判例の復習をする。教科書の該当箇所を読む。
関連科目	行政法と行政過程Ⅲ(RMGT2323)、行政法と行政過程Ⅱ(RMGT2322)、地方自治と法(RMGT2361)
教科書	①鈴木秀洋(2021)『(改訂)自治体職員のための行政救済実務ハンドブック』(第一法規) ISBN978-4-474-07383-8、②鈴木秀洋(2020)『行政法の羅針盤』(成文堂) ISBN978-4-7923-0667-0、③鈴木秀洋(2021)『虐待・DV・性被害・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規) ISBN978-4-474-07165-0 上記三冊とも行政法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、地方自治法、災害と法、危機管理特殊講義の各科目教科書として使用します。授業は教科書を使用して行います。
参考書・参考URL	塩野宏『行政法ⅠⅡⅢ』(有斐閣)、宇賀克也『行政法概説ⅠⅡⅢ(第〇版)』(有斐閣)、宇賀克也『行政法』(有斐閣)、阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ・Ⅱ』、芝池義一・高木光『ケースブック行政法(第〇版)』(弘文堂)、櫻井敬子『行政法のエッセンス』(学陽書房)、『行政法の争点(第〇版)』(有斐閣)、高橋滋・鈴木秀洋『これからの自治体職員のための実践コンプライアンス』(第一法規)、行政判例百選ⅠⅡ
連絡先・オフィスアワー	■連絡先 開講時に告知します。 ■オフィスアワー 掲示板にてお知らせします。メールにて事前にアポイントメントをとってください。
研究比率	■危機管理領域との対応 災害マネジメント15%、パブリックセキュリティ65%、情報セキュリティ15%、グローバルセキュリティ5% ■危機管理学と法学とのバランス 危機管理学20% 法学80%